

## 脳脊髄液漏出症患者の救済を求める件

脳脊髄液漏出症(脳脊髄液減少症)は、交通事故等を契機に発症し、頭痛やめまい、倦怠感など多様な症状を引き起こす疾患である。平成28年からは硬膜外自家血注入療法(プラッドパッチ療法)が健康保険適用となり、専門的な診療体制の整備が進んでいるものの、治療が可能な医療機関が限られていることや、社会的認知がなお十分とは言えないといった課題がある。

また、脳脊髄液減少症患者・家族支援協会からは、労災保険では障害等級12級以上の認定が多く行われている一方で、自賠責保険では後遺障害等級が適切に認定されておらず、多くの患者が十分な救済を受けられていないとの指摘がある。

その要因として、自賠責保険には脳脊髄液漏出症に特化した後遺障害等級認定システムが存在しないことや、労災保険のような認定に係る調査内容や根拠資料を開示する制度が整備されてないことが挙げられている。

こうした状況を踏まえ、脳脊髄液漏出症に苦しむ患者が一人でも多く自賠責保険の適切な認定を受け、必要な治療が受けられるよう、支援体制の充実が求められる。そのためには、診断基準や最新医学的知見と整合する制度設計及び全国どこに住んでいても必要医療にアクセスできる体制整備が不可欠である。

よって、国会及び政府におかれでは、公平性と透明性の高い自賠責保険の後遺障害等級認定体制を整備し、被害者救済の理念が十分に發揮されるよう、下記の事項について適切な措置を講じることを強く要望する。

### 記

- 1 自賠責保険における脳脊髄液漏出症の後遺障害等級認定手続きとして、高次脳機能障害認定システムと同様、診断基準及び最新の医学的知見に基づく専門医による認定システムを構築すること。
- 2 交通事故の被害者やその代理人、裁判所等が開示を求めた場合、自賠責保険において後遺障害等級認定を審査した際の調査内容・根拠資料を被害者が検証可能な形で開示する制度を整備すること。
- 3 患者が居住地によらず必要な診療を受けられるよう、各都道府県において少なくとも一ヵ所以上の拠点医療機関の確保や広域連携体制の整備を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 7 年 12 月 17 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

内閣官房長官 様

仙台市議会議長 野田 譲